



第五条第二項中「投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、選挙分会立会人、」を

「選挙立会人、」に改める。

別表中

選挙長	〃	一選挙につき	一、〇〇〇円以内
選挙分会長	〃	〃	一、〇〇〇円以内
審査分会長	〃	〃	一、〇〇〇円以内
投票管理者	〃	〃	四〇〇円
開票管理者	〃	〃	四〇〇円
選挙立会人	〃	一日につき	三〇〇円
選挙分会立会人	〃	〃	三〇〇円
審査分会立会人	〃	〃	三〇〇円
投票立会人	〃	〃	三〇〇円
開票立会人	〃	〃	三〇〇円
選挙長	〃	一選挙につき	一、二〇〇円
選挙分会長	〃	〃	一、二〇〇円
審査分会長	〃	〃	一、二〇〇円
選挙立会人	〃	一日につき	三五〇円
審査分会立会人	〃	〃	三五〇円

に改める。

附則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年の参議院議員通常選挙から適用する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第七中「福栄小学校豊栄分校」一級を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附則第六項中「附則別表第二に掲げる学校」を「附則別表第二の上欄に掲げる学校」に、「昭和三十七年三月三十一日」を「それぞれ同表下欄に掲げる期日」に改め、同項の次に次の一項を加える。

6の二 附則第五項に規定する期日又は附則別表第二の下欄に掲げる期日経過の際、現に附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる学校に勤務する県費負担教職員にかかるべき手当の支給については、これらの

者が引き続き当該学校に勤務する間は、なお従前の例による。  
附則別表第二を次のように改める。  
附則別表第二

学 校 名	期 日
上小鴨小学校広瀬分校	昭和三十九年三月三十一日
高麗小学校長田分校	〃
竹田小学校木地山分校	〃
山上小学校福万来分校	昭和四十年三月三十一日
三徳小学校成分校	〃

附 則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第十六条第三項中「三十円」を一四十円に、「二百四十円」を「三千二百円」に改め、同条第五項中「八十五円」を「二百二十円」に改め、同条第七項中「八十五円」を「二百二十円」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

鳥取県条例第二十四号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号  
鳥取県知事 石 破 二 朗

ヲ二百四十テ除シ之ニ前項ノ退職ニ係ル退職一時金ノ基礎トナリタル在職年ノ月数ヲ乗シテ得タル額トス

一 二万四千円  
二 退職当時ノ給料月額ノ千分ノ六ニ相当スル額ニ二百四十ヲ乗シテ得タル額

前項ノ場合ニ於テ其ノ者ニ係ル第二十四条第二項第二号ニ掲クル金額(以下本項ニ於テ「控除額」と謂フ)カ同項第一号ニ掲クル金額ヲ超ユルトキハ通算退職年金ノ年額ハ前項ノ規定ニ拘ラス同条同項第一号ニ掲クル金額ヲ控除額テ除シテ得タル割合ヲ前項ノ例ニ依リ算定シタル額ニ乗シテ得タル額トス

前二項ノ場合ニ於テ第二項ノ規定ニ該当スル退職カ三回以上アルトキハ通算退職年金ノ年額ハ此等ノ退職ニ付テ各々前二項ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額トス通算退職年金ハ之ヲ受クル者六十才ニ滿ツル月迄之ヲ停止ス

第二十三条第一項(第二号及第三号ヲ除ク)ノ規定ハ通算退職年金ニ付之ヲ準用ス

第二十条ノ四第一号中「別表」を「別表第一」に改める。

第二十四条第一項に次のただし書を加える。

但シ第十九条第一項ノ規定ニ依リ退職年金ヲ受クルコトヲ得ルトキ又ハ次項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十四条第二項中「退職当時ノ給料月額ニ相当スル金額ニ在職年ノ年数ヲ乗シタル」を「第一号ニ掲クル金額ヨリ第二号ニ掲クル金額ヲ控除シタル」に改め、同項に次の二号を加える。

一 退職当時ノ給料月額ニ相当スル金額ニ在職年ノ年数ヲ乗シテ得タル金額

二 第十八条ノ三第二項ニ定ムル通算退職年金ノ年額ニ退職ノ日ニ於ケル年齢ニ応シ別表第二ニ定ムル率ヲ乗シテ得タル金額

第二十四条に次の二項を加える。  
六十才ニ滿チタル後第一項ノ規定ニ該当スル退職ヲナシタル者第十八条ノ三第一項各号ノ一ニ該当セサル場合

ニ於テ退職ノ日ヨリ六十日以内ニ退職一時金ノ額ヲ計算上前項第二号ニ掲クル金額ノ控除ヲ受ケサルコトヲ希望スル旨ヲ知事ニ申出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス前項第一号ニ掲クル金額ヲ退職一時金トシテ給ス前項ノ規定ニ依ル退職一時金ヲ受ケタル者ノ当該退職一時金ノ基礎トナリタル在職年ハ第十八条ノ三第二項ニ規定スル在職年ニ該当セサルモノトス

第二十四条ノ二中「受ケタル後」を「受ケタル者(前条第一項但書ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者ヲ含ム)」に、「至リタル者ノ」を「至リタルトキハ其ノ」に、「退職一時金ノ返還」を「其ノ退職一時金ノ返還」に改める。

第二十四条ノ三の次に次の二条を加える。  
第二十四条ノ四 第二十四条第二項ノ退職一時金ヲ受ケタル者(第二十四条第一項但書ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者ヲ含ム本条第四項及次条第一項ニ於テ同シ)再ヒ

県吏員等トナリ退職シタル場合ニ於テ退職年金ヲ受クル者トナリタルトキハ返還一時金ヲ給ス  
前項ノ返還一時金ノ金額ハ其ノ退職シタル者ニ係ル

第二十四条第二項第二号ニ掲クル金額(其ノ額カ同項第一号ニ掲クル金額ヲ超ユルトキハ同号ニ掲クル金額以下次条第一項及第二十五条ノ二第二項ニ於テ同シ)ニ其ノ者カ前ニ退職シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ後ニ退職シタル日(退職ノ後ニ公務傷病年金ヲ受クルコトトナリタル者ニ付テハ其ノナリタル日)ノ属スル月ノ前月迄ノ期間ニ応スル利子ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ニ規定スル利子ハ複利計算ノ方法ニ依ルモノトシ其ノ利率ハ年五分五厘トス

第十八条ノ三第四項ノ規定ハ第二十四条第二項ノ退職一時金ノ支給ニ係ル退職カ二回以上アル者ノ返還一時金ノ額ニ付之ヲ準用ス

第二十四条第四項ノ規定ハ第一項ノ返還一時金ヲ受ケタル者ニ付之ヲ準用ス

第二十四条ノ五 第二十四条第二項ノ退職一時金ヲ受ケタル者カ退職シタル後ニ六十歳ニ滿チタル場合又ハ六十歳ニ滿チタル後ニ退職シタル場合(退職年金又ハ通

算退職年金ヲ受クル者トナリタル場合ヲ除ク)ニ於テ六十歳ニ滿チタル日(六十歳ニ滿チタル後ニ退職シタル者ニ付テハ其ノ退職ノ日)ヨリ六十日以内ニ同項第二号ニ掲クル金額ニ相当スル金額ヲ受クルコトヲ希望スル旨ヲ知事ニ申出タルトキハ其ノ者ニ返還一時金ヲ給ス

前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ返還一時金ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第二項中「後ニ退職シタル日(退職ノ後ニ公務傷病年金ヲ受クルコトトナラタル者ニ付テハ其ノナリタル日)」トアルハ「六十歳ニ滿チタル日又ハ後ニ退職シタル日」ト読替ヘル

第二十五条ノ六を第二十五条ノ七とし、第二十五条ノ五を第二十五条ノ六とし、第二十五条ノ四第一項中「ニ於テハ十七年ヲ超ユル年月数」を「ニ於ケル当該十七年ヲ超ユル年月数又ハ恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第四十二条第一項第二号ノ規定ニ依リ普通恩給ノ基礎トナルヘキ在職年ノ計算上加ヘラレルヘキ外国政府職員トシテノ在職年月数」に

改め、同条を第二十五条ノ五とし、第二十五条ノ三第一項中「医療団職員トナリタル月(県吏員等)」の下に「又ハ公務員」を加え、同条第六項中「公務員」を「県吏員等」に改め、同条を第二十五条ノ四とし、第二十五条ノ二第一項中「及日本道路公団」を「、日本道路公団及阪神高速道路公団」に改め、同条を第二十五条ノ三とし、第二十五条ノ次に次の一条を加える。

第二十五条ノ二 第二十四条第二項ノ退職一時金ヲ受ケタル者カ通算退職年金又ハ返還一時金ヲ受クルコトナク死亡シタルトキハ其ノ者ノ遺族ニ死亡一時金ヲ給ス

前項ノ死亡一時金ノ金額ハ其ノ死亡シタル者ニ係ル第二十四条第二項第二号ニ掲クル金額ニ其ノ者カ退職シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ其ノ死亡シタル日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間ニ応スル利子ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第二十四条ノ四第三項及第四項ノ規定ハ死亡一時金ノ額ニ付之ヲ準用ス

恩給法第七十三条中遺族ノ順位ニ關スル規定、同法

第七十三条ノ二及第七十四条ノ規定ハ第一項ノ死亡一時金ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十五条ノ七の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ八 通算年金通則法の規定に基づく地方公務員の取扱いに關する政令(昭和三十六年政令第三百八十九号以下「通算年金に關する政令」ト謂フ)第四條ニ規定スル者テ同令第五条ニ定ムル金額ヲ一時恩給ヲ受ケタル後六十日以内ニ県ニ納付シタルモノ又ハ其ノ遺族ハ第二十四条第二項ニ規定スル退職一時金ヲ受ケタル者又ハ其ノ遺族ト看做シ本条例中県吏員等ニ對スル通算退職年金、返還一時金及死亡一時金ニ關スル規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十四条ノ四第二項中「前ニ退職シタル日」及第二十五条ノ二第二項中「退職シタル日」トアルハ「通算年金に關する政令第五条ニ定ムル金額ヲ県ニ納付シタル日」ト読替ヘル

別表を別表第一とし、別表第一の次に次の表を加える。

別表第二

退職時ニ於ケル年齢	率
十八歳未満	〇・九一
十八歳以上	一・一三
二十三歳以上	一・四八
二十八歳以上	一・九四
三十三歳以上	二・五三
三十八歳以上	三・三一
四十三歳以上	四・三二
四十八歳以上	五・六五
五十三歳以上	七・三八
五十八歳以上	八・九二
六十三歳以上	七・八一
六十八歳以上	六・四四
七十三歳以上	四・九七

附則

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。ただし、第二十五条ノ二の改正規定は、昭和三十七年四月二十七日から、第二十五条ノ三及び第二十五条ノ四の改正規定は、昭和三十年十月一日から適用する。

第二条 改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ

関スル条例(以下「改正後の条例」という。)(第十八条ノ三の規定による通算退職年金は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前の退職に係る退職一時金の基礎となつた在職年に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正前の条例」という。)(第二十四条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の条例第二十四条第二項第二号に掲げる金額(その額が同項第一号に掲げる金額をこえるとき

は、同号に掲げる金額)に相当する金額(以下附則第六条第二項において「控除額相当額」という。)(を県に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた在職年については、この限りでない。

第三条 次の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の条例第十八条ノ三の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。

大正 五年四月一日以前に生まれた者

大正 五年四月二日から大正 六年四月一日までの間に生まれた者

大正 六年四月二日から大正 七年四月一日までの間に生まれた者

大正 七年四月二日から大正 八年四月一日までの間に生まれた者

大正 八年四月二日から大正 九年四月一日までの間に生まれた者

大正 九年四月二日から大正 十年四月一日までの間に生まれた者

大正 十年四月二日から大正 十一年四月一日までの間に生まれた者

大正 十一年四月二日から大正 十二年四月一日までの間に生まれた者

十 年  
十 一 年  
十 二 年  
十 三 年  
十 四 年  
十 五 年  
十 六 年  
十 七 年

大正十二年四月二日から大正十三年四月一日までの間に生まれた者

大正十三年四月二日から大正十四年四月一日までの間に生まれた者

大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者

大正十五年四月二日から昭和 二年四月一日までの間に生まれた者

昭和 二年四月二日から昭和 三年四月一日までの間に生まれた者

昭和 三年四月二日から昭和 四年四月一日までの間に生まれた者

昭和 四年四月二日から昭和 五年四月一日までの間に生まれた者

十 八 年  
十 九 年  
二 十 年  
二 十 一 年  
二 十 二 年  
二 十 三 年  
二 十 四 年

2 通算年金通則法第六条第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するとき

第十八条ノ三の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。

は、当該通算対象期間のうちの日以後の部分と同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

第四条 改正後の条例第二十四条の規定は、附則第一条本文の規定にかかわらず、施行日以後の退職に係る退職一時金については、なお従前の例による。

3 第一項の表(大正十一年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。)(の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の県吏員等の在職年がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の条例

第五条 施行日前から引き続き県吏員等であつて次の各号の一に該当する者について改正後の条例第二十四条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を知事に申し出たときは、同条第

一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 施行日から三年以内に退職する男子

三 施行日から五年以内に退職する女子

第六条 改正後の条例第二十四条ノ四、第二十四条ノ五又は第二十五条ノ二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金(次項の規定により同条例第二十四条第二項の退職一時金とみなされるものを除く。)を含まないものとする。

2 附則第二条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の条例第二十四条第二項の退職一時金とみなして、同条例第二十四条ノ四、第二十四条ノ五及び第二十五条ノ二の規定を準用する。この場合において、同条例第二十四条ノ四第二項中「前ニ退職シタル日」とあり、又は同条例第二十五条ノ二第二項中「退職シ

タル日」とあるのは、「控除額相当額ヲ県ニ返還シタル日」と読み替えるものとする。

第七条 通算年金に関する政令第四条に規定する者で施行日前に一時恩給の支給を受けたものについては、改正後の条例第二十五条ノ八の規定を準用する。この場合において、「一時恩給ヲ受ケタル後」とあるのは、「施行日以後」と読み替えるものとする。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の二中「貸付金の種類は、次の六種類とする。」を「貸付金の種類は、次の七種類とする。」に改める。

別表の二の6の次に次のように加える。

7 災害援護資金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金をいう。

別表の三の表中

療養資金	五〇、〇〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後五年以内	を
災害援護資金	一〇〇、〇〇〇円	最終貸付けの日から一年以内	すえ置期間経過後六年以内	に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表の(機械設備使用料)の四木材工業部門の項中「昇降盤」を「昇降盤」に改める。

六〇〇円に改める。

別表の(機械設備使用料)の五産工部門の項を削る。

別表の(手数料)の三検定又は鑑定の中「コンクリート、コンクリート製品又は金属材料の検定」を「コンクリート、コンクリート製品又は金属材料の検定」に改める。

別表の(手数料)の四調整加工の項の織物原料の加工調整中ロ染色を次のように改める。

ロ染色	淡色	一キログラムにつき	一〇〇円
酸化染料	淡色	〃	一〇〇円
	中色	〃	一二〇円
	濃色	〃	三二〇円
酸性、塩基性直接各染料	淡色	〃	一三〇円
	中色	〃	二〇〇円
	濃色	〃	三五〇円
媒染染料	淡色	〃	二〇〇円

建築染料  
パット、インダンスレンその他  
淡色 〃 二二〇円

特殊染色  
中色 〃 一、二〇〇円  
濃色 〃 三、二〇〇円

ナフトール染色  
〃 〃 二二〇円

別表の(手数料)の四調整加工の項の刃物研磨中「四六センチメートル以下丸鋸刃」を「超硬刃丸鋸」五〇〇円に改める。

別表の(手数料)の四調整加工の項中

「木材加工」	抽斗鳩尾結合	一組につき	一〇円
	板組鳩尾結合	一箇所につき	一〇円
	ルーラー	一時間につき	二五〇円

「木材加工」

抽斗鳩尾結合 一組につき 一〇円

板組鳩尾結合 一箇所につき 一〇円

ルーラー 一時間につき 二五〇円

ホットプレス 〃 三三〇円

太柄切断 〃 二〇〇円

太柄製造 〃 一九〇円

コッピングプレス 〃 三八〇円

木材人工乾燥 一日につき 七〇〇円

改める。

附則  
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農業振興審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県条例第二十七号

鳥取県農業振興審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県農業振興審議会設置条例(昭和三十六年四月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十人以上」を「二十五人以上」に、同条第二項第三号中「一〇人」を「十四人」に、同条同項第四号中「四人」を「五人」に改める。

附則  
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県魚市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県条例第二十八号  
鳥取県魚市場条例の一部を改正する条例  
鳥取県魚市場条例(昭和二十五年四月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。



第二十条の次に次の一条を加える。  
(適用除外)

第二十条の二、第四条、第五条、第八条から第十四条まで及び第十八条から第二十条までの規定は、鳥取県が市場を開設する場合には、適用しない。

2 第二十一条から第二十四条までの規定は、地方公共団体については、適用しない。

附則  
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「都市計画事業又は」を「都市計画事業、」に改め、「土地区画整理事業」の下に「又は防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)第五十五条第一項の規定に基づく防災建築街区造成事業」を加え、同条第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)第二条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

附則  
この条例は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三百七十円」を「七百元」に、「六百元」を「千円」に改める。

附則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年七月一日から適用する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三百七十円」を「七百元」に、「六百元」を「千円」に改める。

附則  
この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年七月一日から適用する。

2 この条例の適用前に給付の原因である災害が生じた給付については、なお従前の例による。ただし、第一種障害給付及び休業給付であつてこの条例の適用日以後の期間について支給すべきものにあつては、この条例による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例第三条第二項の規定によるものと

鳥取県屋外広告物条例をここに公布する。  
昭和三十七年七月十八日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

鳥取県屋外広告物条例

鳥取県屋外広告物条例(昭和二十四年十二月鳥取県条例第八十一号)の全部を改正する。

目次  
第一章 総則(第一条)  
第二章 広告物等についての規制(第二条―第十条)  
第三章 屋外広告物審議会(第十一条―第十六条)  
第四章 罰則(第十七条―第十九条)  
第五章 雑則(第二十条)

附則  
第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示の場所及び方法並びに広告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制を行なうことを目的とする。

第二章 広告物等についての規制

（禁止）

第二条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条の規定により指定された国宝及び重要文化財のうち別表第一に掲げるものの周囲五百メートル以内の地域
- 二 古墳又は墓地
- 2 次の各号に掲げる物件に、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。
  - 一 橋りょう

- 二 街路樹及び路傍樹
- 三 画像及び記念碑

（制限）

第三条 次の各号に掲げる地域又は場所において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定める手続に従い、知事の許可を受けなければならない。

- 一 市の区域のうち別表第二に定める区域
- 二 文化財保護法第六十九条第一項若しくは第二項又は第七十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- 三 鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定により指定された地域
- 四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号の規定により保安林として指定された森林のある地域
- 五 鉄道、軌道、索道及び別表第三に掲げる道路（以

「下（道路等）」という。）並びにこれらに接続する二百メートル以内の地域で当該道路等から展望できる場所

2 前項の規定による許可の期間は、三年をこえることができない。

（許可の内容の変更）

第四条 前条の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。広告物を掲出する物件の設置場所又は設置方法を変更しようとする場合もまた同様とする。

（許可の基準）

第五条 第三条第一項及び前条の許可の基準は、規則で定める。

（許可の表示）

第六条 第三条第一項又は第四条の規定により許可を受けた者は、その広告物又は広告物を掲出する物件に、許可番号、許可の期間並びに管理人の住所及び氏名を

表示しなければならない。ただし、紙又は布で作製された広告物については、この限りでない。

（手数料）

第七条 第三条第一項及び第四条の規定により許可を受けようとする者は、別表第四に定める手数料を鳥取県収入証紙により納付しなければならない。

（違反等に対する措置）

第八条 知事は、第二条、第三条第一項又は第四条の規定に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定に違反する広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの除却を命ずることができる。

2 知事は、広告物又は広告物を掲出する物件が次の各号の一に該当する場合は、当該広告物若しくは広告物を掲出する物件を設置し、又は管理する者に対し、これらの改修、移転、除却その他の必要な措置を命ずることができる。

一 汚染、変色等により美観風致を害し、又は害する

おそれがあると認められるに至つたとき。

二 朽腐、破損等により公衆に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるに至つたとき。

第九条 知事は、前条の規定により広告物を掲出する物件の除却を命じようとする場合において、当該広告物を掲出する物件を設置し、又はこれを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、三十日以内の期間を定めて、これを除却すべき旨及びその期間に除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(適用の除外)

第十条 次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第二条及び第三条の規定は、適用しない。

一 法令の規定により表示し、又は設置されるもの

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)その他の法律の定めるところにより行なう選挙運動のために表示し、又は設置されるもの

三 自己の氏名、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置されるもの(広告物の表示面積が十平方メートルをこえるものを除く。)

四 はり紙又ははり札で規則で定めるもの

五 一時的又は仮設的なもので規則で定めるもの

六 公益上やむを得ないもの又は慣例的なもので規則で定めるもの

第三章 屋外広告物審議会

(設置)

第十一条 知事の諮問に応じて広告物に関する重要事項を調査審議させるため、鳥取県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第十二条 審議会は、委員十八人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が委嘱し、

- 又は任命する。
- 一 学識経験者 八人
  - 二 商工会議所関係者 二人
  - 三 広告業者 三人
  - 四 関係行政機関の職員 五人

(任期)

第十三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第十四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第十五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

第十六条 この章に規定するものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第四章 罰則

(罰則)

第十七条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十八条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五章 雜則

(委任)

第二十条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、昭和三十八年一月一日から施行する。

2 この条例施行の際、改正前の鳥取県屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)の規定により許可を受けた広告物又は広告物を掲出する物件は、その許可期間満了のときまでは、なお従前の例による。

3 この条例施行の際、現に存する広告物又は広告物を掲出する物件で改正後の条例第三条第一項の規定により新たに許可を要することとなつたものについては、この条例施行の日から起算して六月間は、同条の規定により許可を受けたものとみなす。その期間内に同条の許可を申請した場合において、その申請について許

可又は不許可の処分があるまでの間も、また同様とする。

4 この条例施行の際、旧条例の規定によりなされた許可以外の処分又は申請は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は申請とみなす。

5 この条例施行の際、旧条例の規定により委嘱又は任命され現にその職にある審議会の委員は、改正後の相当規定によりそれぞれ委嘱又は任命されたものとみなす。ただし、その任期は、従前の任期の残存期間とする。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一 国宝及び重要文化財

種別	名	称	所在地
国宝	三仏寺奥の院(投入堂)	一棟	三朝町門前
重要文化財	三仏寺納経堂	一棟	三朝町門前
重要文化財	三仏寺地藏堂	一棟	三朝町門前
重要文化財	三仏寺文珠堂	一棟	三朝町門前

別表第二 市の区域のうち許可を要する区域

市	区	域
鳥取市	昭和二十八年七月一日町村合併前の区域	
米子市	昭和二十八年十月一日町村合併前の区域	
倉吉市	昭和二十八年十月一日町村合併前の倉吉町及び上井町の区域	
境港市	昭和二十九年八月十日町村合併前の境町、外江町及び上道村の区域	

別表第三 広告物の表示等について許可を要する道路の区間

道	路	区	間
一級国道	九号線	全線	
二級国道	岡山鳥取線	全線	
二級国道	岡山松江線	全線	
二級国道	津山米子線	全線	
二級国道	広島米子線	全線	
県道	鳥取浜坂香住線	全線	
県道	鳥取鹿野倉吉線	鳥取市今町から同市松原まで	
県道	倉吉青谷線	三朝町三朝から倉吉市宮川町まで	
県道	米子大山線	倉吉市八屋から東伯郡泊村字原まで	
県道	米子境線	全線	



鳥取県農業協同組合合併助成条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

鳥取県農業協同組合合併助成条例

(目的)

第一条 この条例は、農業協同組合の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併についての援助及び合併に係る農業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成の措置を定めて、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

(助成措置)

第二条 知事は、予算の範囲内において、規則で定めるところにより、市町村に対し、次の各号に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

一 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合とする。以下「組

合」という。)が合併をした場合にその合併後存続

する組合若しくは合併によつて設立する組合(以下「合併組合」という。)又は合併協議会(組合がその組合の役員、市町村の長等を構成員として合併に

関する協議及び連絡のため設置した機関をいう。以下同じ。)に対し、合併に関する調査研究のために要した経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

二 合併に際して、合併する組合の組合員の持分を調整するため組合が当該組合の組合員に貸し付けた資金の利息を合併組合が減免した場合に、当該合併組合に対し、その減免した利息の額の全部又は一部に相当する金額を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

三 営農指導員を設置した合併組合に対し、その設置に要する経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

四 次の借入金を借り入れた合併組合に対し、その借

入金の利子の支払に要する経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

イ 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第二条第三項に定める農業近代化資金又は農林漁業金融公庫からの借入金

ロ イに掲げるもののほか、合併経営計画(農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)第二条第一項の合併経営計画で同法第四条第二項の規定による知事の認定を受けたものをいう。以下同じ。)に従い、合併組合の事業経営を適正かつ能率的に行なうため又は当該組合と組合員との間における利用及び協力を強化するため必要な施設

の取得に係る借入金

ハ 合併前の組合から引き継いだ固定した債権のうち知事が認定した額に相当する資金を調達するために借り入れた借入金

(補助対象)

第三条 前条の規定により補助金の交付を受けることの

できる市町村は、次の各号の要件のすべてをみたす合併組合又は当該合併組合に係る合併協議会に対し助成を行なう市町村とする。

一 組合の地区が同一市町村の区域に属する組合の全部が合併して、当該市町村の区域を地区とするものであること。ただし、合併後の組合の規模が適正かつ能率的な事業経営を行なうのに十分なものであると知事が認めたものはこの限りでない。

二 合併経営計画をたてて、合併したものであること。

三 昭和三十六年四月一日から昭和四十年三月三十一日までに合併したものであること。

(委任) 第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県境港水産会館使用料条例をここに公布する。  
 昭和三十七年七月十八日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十三号

鳥取県境港水産会館使用料条例

(使用料の納付)

第一条 鳥取県境港水産会館の事務室又は会議室を使用する者は、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第三条 知事は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。  
 一 国又は地方公共団体が使用するとき。  
 二 公共的団体が使用するとき。  
 三 その他知事が特に必要と認めるとき。

(委任)

第四条 この条例の施行に必要事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和三十七年九月十五日から施行する。

別表

区 分	単 位	金 額
事務室	一平方メートルにつき	月額 三〇〇円
会議室	一時間につき	一五〇円

鳥取県境港魚市場使用料条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十四号

鳥取県境港魚市場使用料条例

(使用料の納付)

第一条 鳥取県境港魚市場を使用して水産物を販売し又は荷さばきをする者は、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第三条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(委任)

第四条 この条例の施行に必要事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、昭和三十七年九月十五日から施行する。  
 2 境港魚揚施設使用料条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第十号)は、廃止する。

別表

使用区分	金 額
水産物販売のための使用	水産物販売金額に千分の五を乗じて得た額
水産物の荷さばきのための使用	1 生鮮水産物 一箱又は二〇キログラムにつき三円の額 2 加工水産物 二〇キログラムにつき九円で算出した額

鳥取県立青年の家の設置及び使用料に関する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

鳥取県立青年の家の設置及び使用料に関する条例

(設置)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づき、鳥取県立青年の家を設置する。

(名称及び位置)

第二条 鳥取県立青年の家(以下「青年の家」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取青年の家	鳥取市

(職員)

第三条 青年の家に、事務職員その他の所要の職員を置

く。

(使用料の納付)

第四条 青年の家を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

別表

区	分		使	用	料
	宿	泊			
宿	青少年が一〇人以上の団体で宿泊する場合	一人一泊につき	八〇円		
	青少年が宿泊する場合	一人一泊につき	一〇〇円		
	その他の者が宿泊する場合	一人一泊につき	二〇〇円		
休	青少年が休憩する場合	一人一回につき	三〇円		
	その他の者が休憩する場合	一人一回につき	五〇円		
大	青少年が使用する場合	一回につき	四〇〇円		
	その他の者が使用する場合	一回につき	五〇〇円		

(既納の使用料)

第六条 既に納付した使用料は、還付しない。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和三十七年九月一日から施行する。

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

五 観光に関する事項

第五条第五号を削る。

附 則

この条例は、昭和三十七年八月一日から施行する。

小会議室使用料	
青少年が使用する場合	一回につき 二〇〇円
その他の者が使用する場合	一回につき 三〇〇円